

国会職員法の一部を改正する法律

(平成一七年四月一三日法律第二八号)(衆)

一、提案理由(平成一七年三月二九日・衆議院本会議)

○川崎二郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会職員法の一部を改正する法律案についてであります。本案は、国会職員に懲戒事由が生じた際には、一般職の国家公務員の場合と同様に、各任命権者が当該職員を停職処分に付することもできるよう、国会職員の懲戒処分に停職を加えようとするものであります。

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一七年四月六日)

○溝手顕正君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会職員法の一部を改正する法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。